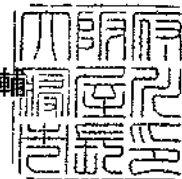




財 財 第 1 6 3 5 号
令 和 3 年 3 月 2 3 日

寝屋川市議会議長 北川 光 昭 様

寝屋川市長 広瀬 慶 輔



再 議 書

令和3年3月市議会定例会において、令和3年3月22日に修正議決された「議案第20号 令和3年度寝屋川市一般会計予算」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

理 由

当該修正議決は、令和3年度寝屋川市一般会計予算案、歳出、2款 総務費、7項 市民生活費〔1目 市民生活総務費の会計年度任用職員に係る人件費等〕82,409千円を減額するものであるところ、次の点において異議がある。

- (1) 令和2年度当初に、窓口専門職員（会計年度任用職員）12人の採用を行い、市民サービス部に配置したが、その際には、同時に、再任用職員や非正規職員（合計12人）を削減した。

したがって、窓口専門職員の配置により、市民サービス部における職員数が増員になったという事実は無い。

- (2) また、令和3年度当初には、当該窓口専門職員12人のうち8人について、正規職員に登用すること、及び当該8人以外の4人のほか、新たに5人を、窓口専門職員（会計年度任用職員）として採用することを予定しているものの、正規職員への登用を行った場合には、当該人員について、現に市民サービス部に配置している正規職員と置き換えることとしている。

したがって、これらのことによっても、市民サービス部における職員数が増員にならないものである。

- (3) 一方、今般、減額の修正がされたのは、窓口専門職員（会計年度任用職員）17人分の報酬に係る予算であるが、当該予算が減額されると、市民サービス部全体の職員数が不足することは明白であり、市民サービス部における窓口業務の遂行に著しい支障を生じ、加えて、職員に多大な超過勤務を強いる、といった事態を招くことになる。

現在、全庁を挙げて、市民サービスの充実を目指し、「望まない残業を無くす」ことを進めているなかにあつて、それは断じて容認できない。

以上により、再議に付するものである。